

歩行者利便増進道路に着目した制度展開プロセスの特徴と課題に関する研究

現代システム科学域・環境システム学類・環境共生科学課程

小林 将太郎（阿久井ゼミ）

1.研究目的 社会・経済情勢の変化に応じて、自動車の安全かつ円滑な通行が主目的であった道路空間の利活用へのニーズが変化し、魅力的な道路空間の創造の必要性が高まっている。また、地域のニーズに応じた空間活用の実現に向け、道路空間の利活用に関わる制度の拡充、良好な道路景観の形成及び民間団体等との連携による価値・魅力の向上に取り組むことが重要になる。その一翼を担う取り組みとして、令和2年11月に道路占用許可基準の緩和措置で「コロナ占用特例」を移行する形で「歩行者利便増進道路（以下：ほこみち制度）」が創設され、歩行者が安心、快適に通行、滞留できる空間の提案を可能とする制度が展開されている。本研究では、このほこみち制度を展開し、その先駆的事例として捉えられる松本市と福山市に着目し、ほこみち制度における制度展開の実態やそのプロセス及び運営手法を明らかにし、今後の制度展開に向けた課題や展望の考察を行うことを目的とした。

2.研究方法 本研究では、まず国土交通省のHPに記載される「ほこみちのとりくみ」（事例集）を参照し、ほこみち制度を適用している全119事例のうち、指定日、指定路線区間、有効幅員、利便増進施設、占用主体の属性、占用料等の情報が明確である全79路線を対象とし、制度展開の傾向などの特徴を明らかにした。

次に、全119路線のうち、短期間かつ複数の路線での先駆的な事例として制度展開が確認できる自治体に着目し、松本市と福山市の2都市を抽出した。この福山市と松本市において、【制度展開の目的】【路線選定のプロセス】【将来ビジョン】、さらには【プラットフォーム形成】や【利便増進施設のデザイン】のプロセスや内容などについてヒアリング調査を通じて実態を明らかにした。なお、既往論文で重要性が指摘される組織横断型の都市施策をはじめ、上位計画や関連計画との整合性についても照合を行いながら分析を行った。

3.解析結果及び考察 【指定路線・区間】福山市では指定路線が7路線あり全て市道である。松本市は指定路線が9路線あり国道が1路線、県道が1路線、市道が7路線である（図1）。

【制度展開の目的】福山市と松本市いずれも「コロナ占用特例」以降も引き続き市民からの要望があり、制度展開が図られた。関連計画と照らし合わせると、例えば松本市の「大名町通り」や「辰巳の御庭」は中心市街地の中でもとりわけ地域活性化が求められているエリアビジョンのゾーニングに対応する路線であり、常設のテーブルやイスが展開されている。これは、占用主体を中心とする地域組織がエリアビジョンに関する合同会議に参加していることもあり、実空間への展開を実現する取り組みとして反映されていることが推察された。

【プラットフォームの形成】松本市の「大名町通り」では「松本城・三の丸倶楽部」、「辰巳の御庭」では「緑町町会」とそれぞれの通りで占有者はいるものの、明確なプラットフォームはなく、年に一回の会合「町場の縁側作戦」の場で情報交換会が行われていることが明らか

かとなった。福山市では「中心市街地ネットワーク」という地元発意のプラットフォームの存在が明らかとなり、行政職員が事務局を担う形で、各路線の占用主体である商店会や商店街振興組合とゆるやかなネットワークを構築し、定期的な意見交換を行い、合意形成の円滑化にもつながっていることが分かった。そのネットワークは商店街主体のイベント実施の際など、行政とのやり取りを円滑に図る中間組織として機能していることも示された。【利便増進施設のデザイン】松本市の大名町通りでは、木工作家を中心に県産材を使用したベンチの制作・展開が見られた。福山市の伏見町エリアの指定路線では、地元ニーズの高まりから屋台の制作が行われ、行政との協働や連携も確認できた。なお、屋台は貸与可能であり、利便増進施設の先駆的な事例となっている。【効果検証】松本市では、行政が占用主体にヒアリング調査を実施しており、「手続きの簡略化」「ベンチを設置したいがスペースがない」などの課題が挙げられた一方、新規顧客の獲得や交流機会の創出に寄与しているなどの意見も示されていることが分かった(表1)。

4.まとめ 本研究では、ほこみち制度を展開する先進的事例の福山市と松本市において、そのプロセスや内容の実態を解明した。ほこみち制度は、公共空間の利活用を促進する一手段として位置づけられ、制度展開を通じた官民・主体間連携が確認でき、主体のニーズを受容する有用性が確かめられた。これらのプロセスでは、議論や検討を円滑に図るプラットフォーム形成をはじめ関連計画やエリアビジョンに対応し、都市空間で具現化を図る重要な役割も示され、更なる波及展開が望

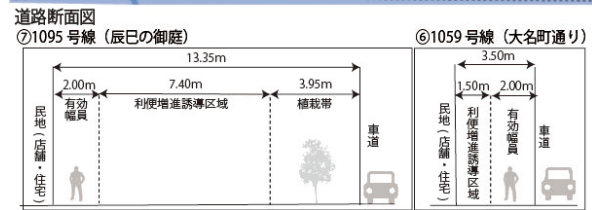
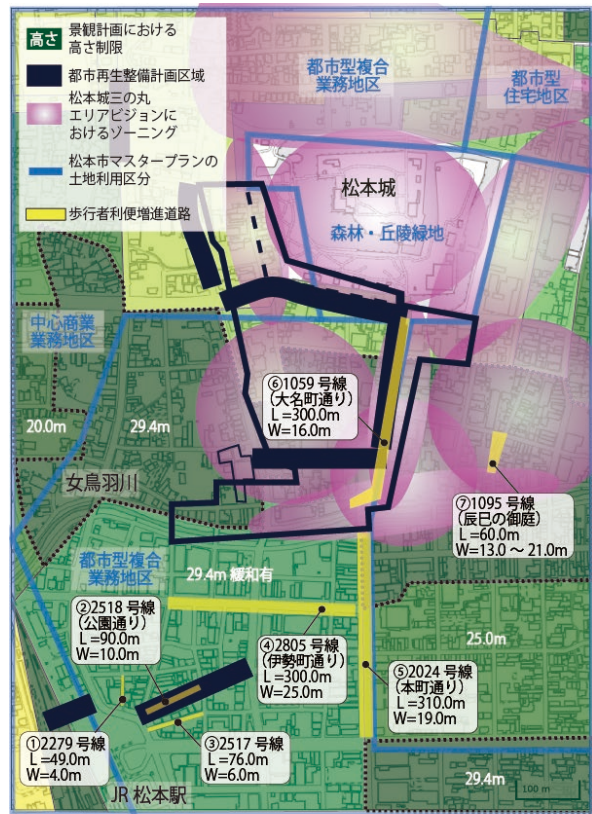


図1 松本市における歩行者利便増進道路

表1 ほこみち制度展開のプロセスと内容のまとめ

市	松本市	福山市
ヒアリング項目		
制度展開以前の道路空間利活用の実態	特に見当たらない	久松商店街(12702元町延広1号線)で2000年頃に歩車共存道路の議論が行政と商店街振興組合で行われ空間デザインとして展開
コロナ占用特例時における道路空間利活用の展開	コロナ期間における飲食店等の規制へ対応する施策として運用	コロナ期間における飲食店等の規制へ対応する施策として運用
制度展開の目的	コロナ占用特例以降も継続して市民から道路空間利活用の要望があり、歩行者利便増進制度(ほこみち制度)を適用	コロナ占用特例以降も継続して市民から道路空間利活用の要望があり、歩行者利便増進制度(ほこみち制度)を適用
路線選定のプロセス	占用主体から道路空間利活用の申請があったものを順次指定	占用主体から道路空間利活用の申請があったものを順次指定
コロナ占用特例から移行した指定路線	市道全7路線の大名町通り、辰巳の御庭、本町通り、伊勢町通り、公園通り、市道2279、市道2517	全7路線のうち三之丸町(三之丸2号線、三之丸3号線、福山駅前2号線)、ひさまつどおり(元町延広1号線、霞1号線)、本通りの6路線
関連する将来ビジョン	松本城を核としたまちづくり(『松本市総合計画』『松本城三之丸エリアビジョン』)	福山駅前の利活用を通じたまちの活性化(『福山駅周辺デザイン計画』『福山駅前広場整備基本方針』)
プラットフォーム形成	既存の『お城下町まちづくり推進協議会』『お城周辺地区まちづくり推進協議会第2ブロック』、松本城三之丸エリアビジョンにおける『三之丸エリアプラットフォーム』は存在するが、ほこみち制度に関連するプラットフォームは見当たらない	「中心市街地ネットワーク」(行政職員が事務局を担い、占用主体である商店会や商店街振興組合とネットワークを構築)
利便増進施設のデザインのプロセスと内容	・大名町通りでは地元の木工作家を中心に県産材を使用したベンチの制作・展開が確認された ・その他の指定路線では既製品のベンチを展開	地元ニーズの高まりからデニム屋台の制作が行われ、行政との協働や連携も確認できた(屋台は貸与可能)
制度展開を通じた効果	新規顧客の獲得や交流機会の創出に寄与しているなどの意見が示された	現状では効果検証は未実施
制度展開を通じた課題	コロナ禍を経て、飲食店舗内での営業が可能となり、採算がとれ屋外空間の利用機会が減少している	現状では特に見当たらない
制度展開の展望	新たな指定路線を検討中	デニム屋台等の地元主体の利活用の取り組みを支える

まれる。